

事務中級 第11分野 窓口業務	
解説	受給資格の確認
	保健医療機関は、患者が初めて保険診療を求めてやってきた場合には、その人の所持する被保険者証、受給資格者票または組合員証などの提出を求め、それによって保険診療を受ける資格があるかどうか確認することになっています。
	継続診療証明書
	診療の途中で被保険者証の資格を失った人については、資格喪失日の前日まで継続して1年以上の被保険者期間があれば、同一疾病につき健康保険による診療科開始日から5年間以内は引き続き保険診療を受けられます。この場合、被保険者証に代り継続診療証明書が交付されますので、それで、受給資格を確認します。
	自立支援通院医療
例題1	受給資格証はなぜ確認する必要があるのか
解答	診療報酬の請求のために、どの保険医加入しているのか、有効期限はいつなのかなどを確認する
例題2	継続診療証明書とななにか
解答	診療の途中で被保険者証の資格を失った人については、資格喪失日の前日まで継続して1年以上の被保険者期間があれば、同一疾病につき健康保険による診療科開始日から5年間以内は引き続き保険診療を受けられる。
例題3	
解答	